

平成 22 年 12 月 27 日

各 位

本店所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目 1 番 1 号
 会社名 株式会社アイレップ
 代表者名 代表取締役社長 紺野 俊介
 (JASDAQ・コード 2132)
 問合せ先 常務取締役管理本部長 室井 智有
 電話番号 03-5464-3398 (代)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 22 年 12 月 20 日現在)

名称	属性	親会社等の議決権 所有割合 (%)	親会社等が発行する株券が 上場されている金融商品取引所等
株式会社博報堂DYホールディングス	親会社	0.00 (59.66)	株式会社東京証券取引所 市場第一部
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	親会社	54.97	株式会社大阪証券取引所 JASDAQ市場

(注1) 親会社等の議決権所有割合は、平成 22 年 12 月 20 日現在の当社の発行済株式総数 27,465 株から自己株式数 316 株を控除した数に係る議決権の数 (27,149 個) に基づいて計算しております。

(注2) 親会社等の議決権所有割合欄の()内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

名称	理由
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	当社議決権の 54.97%を直接保有するほか、当社との取引関係を有し、同社の役員または社員が当社役員を兼務しているため

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社の親会社は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下「DAC社」といいます。）及び株式会社博報堂DYホールディングスが該当いたします。

DAC社によって平成 22 年 10 月 28 日から同年 11 月 29 日まで実施された当社普通株式等の公開買付けの結果、14,923 個の議決権を保有 (54.97%の所有割合) することとなり、同年 12 月 3 日の本公開買付けの決済日をもって DAC 社の連結子会社となりました。株式会社博報堂DYホールディングスは、DAC 社の親会社であり、当社議決権の 59.66%を間接的に所有しております。なお、議決権所有割合は、当社の平成 22 年 12 月 20 日現在の発行済株式総数 27,465 株から、自己株式数 316 株を控除した数に係る議決権の数 (27,149 個) を分母として計算しております。

当社は、平成 22 年 10 月 27 日付で DAC 社と資本業務提携契約を締結しております。その契約において、両社のブランドと事業領域、営業活動の独自性を保ち独立性を維持しつつ、健全な競争環境下において、DAC 社グループのもつ顧客、経営基盤等を当社が DAC 社グループの一員としての立場で活用する旨定めており、

当社の経営における独立性を確保しております。

また、当社の主たるサービスは、検索エンジンマーケティング及びその周辺のデジタルマーケティング領域におけるものであり、メディアレップ事業を中心とした DAC 社や総合広告代理店事業の持株会社である博報堂DYホールディングスとは異なった事業領域にあるため、当社の事業活動において独立性を確保しております。

(役員の兼務状況)

(平成 22 年 12 月 20 日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
社外取締役	矢嶋 弘毅	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 代表取締役社長	コーポレートガバナンス強化のため
同上	大塔 達也	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役	同上
同上	高梨 秀一	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役	同上
同上	櫻井 康芳	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 執行役員	同上
同上	新倉 雄二	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役	同上
監査役	寺井 久春	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役	同上

(注) 当社の取締役 10 名、監査役 4 名のうち、親会社との兼任役員は当該 6 名であります。

(出向者の受入れ状況)

該当事項はありません。

4. 支配株主等との取引に関する事項

本年 11 月 12 日に発表いたしました「平成 22 年 9 月期 決算短信」の 38 ページ「関連当事者との取引」に関する注記をご参照ください。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社との取引条件は、独立当事者間取引を前提に、客観的な見積書・提案書等の作成をもって個別協議を行うことで決定し、公正かつ適正な取引関係を維持しております。

以 上